

令和2年度
和歌山県事業継続支援金申請要領
旅館業を営む宗教法人の取り扱い

[受付期間]

令和2年5月15日（金）から令和3年3月26日（金）まで
令和3年3月26日（金）の消印有効です

[提出方法]

郵送による提出

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。
簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

<宛先>

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
観光交流課 支援金受付係 宛
※切手貼り付けの上、裏面に差出人の住所及び氏名を記載
※送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は下記お問い合わせ先にて電話で対応させていただきます。

[申請に必要な書類の入手方法]

申請に必要な書類については、和歌山県庁のホームページからダウンロードしてください。

[お問い合わせ先]

和歌山県観光交流課 海外誘客班
【電 話】073-441-2789

【受付時間】午前9時から午後5時45分まで（平日のみ）

目次

I	支援金の趣旨	3
II	対象要件	3
III	支援金	4
IV	申請書類	6
V	交付の決定等	15

I 支援金の趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の支援を図るための支援金です。

II 対象要件

県内に事業所を有する事業者であって、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けて旅館業を営む事業者は、次に掲げる要件を満たすことをもって、本支援金の対象とします。

ただし、支援金の用途は、旅館業法で許可を受けた事業部分に限ることとし、帳簿上、旅館業と宗教上の事業を明確に区分してください。

- (1) 令和元年以前から旅館業にかかる事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
※事業収入は、確定申告書（法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。
- (2) 令和2年1月から令和2年12月のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で旅館業にかかる事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。
※対象月は、令和2年1月から和歌山県事業継続支援金の交付申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で旅館業にかかる事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。
- (3) 宣誓書を提出する事業者
- (4) 下記①から③の要件に該当しない事業者
 - ①本支援金をすでに受け取った者
 - ②和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - ③本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が認める者

(参考) 旅館業法 (昭和23年法律第138号)

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事 (保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。) の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

III 支援金

II の対象要件を満たす事業者に対し、令和2年4月1日時点で、県内で常時使用する従業員 (ただし、旅館業に従事していない従業員は除く。) (※) の数に応じて、表1のとおり支援金基準額を設定しており、次の (1) 及び (2) のとおり支援金交付額を算出します。

支援金は1, 000円未満切り捨てで算出

表1

常時使用する従業員の数	支援金基準額
5人以下	20万円
6人以上100人以下	30万円
101人以上300人以下	50万円
301人以上	100万円

(1) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の、旅館業にかかる年間事業収入から対象月の旅館業にかかる月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた数字が、200万円以上の場合は、表1の支援基準額が支援交付額になります。

(2) 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の、旅館業にかかる年間事業収入から対象月の旅館業にかかる月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いた数字が、200万円に満たない場合は、次の算定式で支援金交付額を算出します。

<算定式>

$$\text{支援金交付額} = \text{支援金基準額} \times \frac{\text{前事業年度の旅館業にかかる年間事業収入} - \text{(対象月の旅館業にかかる月間事業収入} \times 12\text{)}}{200\text{万円}}$$

ただし、令和元年に新規創業、開業した事業者等、この方法によることが適当でないと知事が特に認める場合は、国の持続化給付金給付額の算定方法に準じて支援金交付額を算定することができる。

(※)

- 1 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。宗教法人の役員は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。
- 2 宗教法人が常時使用する従業員であっても、旅館業に従事しない者は除く。
- 3 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできない。

- ・ 日日雇い入れられる者

(但し1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない)

- ・ 2箇月以内の期間を定めて使用される者

(但し所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない)

- ・ 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者

(但し所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない)

- ・ 試の使用期間中の者

(14日を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない)

(参考) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30

日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。

第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至った場合においてはこの限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者

- 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者

- 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者

- 四 試の使用期間中の者

IV 申請書類

(サイズ A4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

	申請書類一覧	チェック
①	和歌山県事業継続支援金交付申請書（別記第1号様式） （第4条関係）（P7参照）	<input type="checkbox"/>
②	申請者事業概要（別記第1号様式）（第5条関係） （P8参照）	<input type="checkbox"/>
③	宣誓書（別記第2号様式）（第5条関係）（P9参照）	<input type="checkbox"/>
④	役員名簿（別記第3号様式）（第5条関係）（P10参照） ※法人の場合必要です。	<input type="checkbox"/>
⑤	振込先口座を確認できる書類（P11参照） ※法人名義の振込先口座の通帳の写	<input type="checkbox"/>
⑥	旅館業に常時使用する従業員が6人以上の事業者は当該従業員 がわかる書類（P12参照）	<input type="checkbox"/>
⑦	確定申告書の写（P13参照） ※確定申告書別表一の控えの写 ※收受日付印が押されていること。 ※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を併せて添付すること。	<input type="checkbox"/>
⑧	対象月の旅館業にかかる売上台帳等の写（P14参照）	<input type="checkbox"/>
⑨	対象月の属する事業年度の直前の事業年度の、旅館業にかかる 年間事業収入がわかる書類の写（P14参照） ※対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入から、旅館業以 外の年間事業収入を除いてください。 ※対象月の前年同月の旅館業にかかる月間事業収入が記載されているこ と。	<input type="checkbox"/>
⑩	旅館業法の許可証の写（P14参照）	<input type="checkbox"/>

① 和歌山県事業継続支援金交付申請書

別記第1号様式(第4条関係)

和歌山県事業継続支援金交付申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所 主たる事業所所在地または個人事業者住所
氏名又は名称 法人名及び代表者氏名または個人事業者氏名

代表者印



令和 2 年度において、和歌山県事業継続支援金 ●●●●● 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき支援金の交付決定の全部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- ・ 申請者事業概要
- ・ 宣誓書
- ・ 法人の場合は役員名簿
- ・ 持続化給付金の給付を受けた者は給付通知書の写
- ・ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
- ・ 常時使用する従業員が6人以上の事業者の場合、当該従業員がわかる書類
- ・ 主たる事業所所在地がわかる書類
- ・ その他知事が必要と認める書類

② 申請者事業概要

別記第1号様式(第5条関係)										記載例 法人						
申請者事業概要																
主たる事業所の情報	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ														
	名称 (屋号)	株式会社 OO商事														
	フリガナ	ワカヤマシワカガワチョウ														
	主たる事業所所在地	和歌山市和歌川町5322-1														
	フリガナ															
	主たる事業所が県外の場合 県内事業所所在地															
	県外所在地の場合	<input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 温泉保養施設 <input type="checkbox"/> 交通施設 <input type="checkbox"/> 休憩食事施設 <input type="checkbox"/> 観光土産品観光施設 <input type="checkbox"/> 不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設														
電話番号	073-441-XXXX	事業内容	日用品の販売													
申請者の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ													
		名称	株式会社 OO山商事													
	事業規模	資本金 (又は出資金)	300	万円	業種	小売業				常時使用する従業員数	150	人				
	申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
		個人事業主	住所										生年 月日			
金融機関名	●●銀行			金融機関コード	1	2	3	4	(4桁)							
店舗名	OO支店			店番号	1	2	3	(3桁)								
預金種別	選択	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金(総合口座も含む)			<input type="checkbox"/> 当座預金			<input type="checkbox"/> その他 ()								
口座番号		1	2	3	4	5	6	7	(右詰めで記入)							
口座名義	フリガナ	カブシキガイシャマルマルショウジ														
		株式会社 OO商事														
持続化給付金の給付を受けていない者で知事が特に認める事業者のみ記入																
売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年						売上高		円					
	前年	比較対象月	令和年 (平成 年)						売上高		円					
担当者	担当者名	所属	会計課			フリガナ	ワカヤマ	ジロウ								
						氏名	和歌山	二郎								
	担当者連絡先	電話	073-441-XXXX			メールアドレス	wakayama@pref.jp									

③ 宣誓書

別記第2号様式 (第5条関係)

宣 誓 書

私は、和歌山県事業継続支援金の交付申請をするに当たり、下記の内容について、宣誓します。宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 和歌山県事業継続支援金交付要綱第2条の交付対象者の要件を満たしています。
- (2) 和歌山県事業継続支援金交付要綱第3条の不交付要件に該当しません。
- (3) 和歌山県事業継続支援金交付要綱第5条の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (4) 和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

以上

令和2年 5月15日

和歌山県知事 様

所在地 和歌山市和歌川町5322-1

名称 株式会社 ○○商事

代表者名 代表取締役社長 和歌山 太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

ゴム印等を使用せず法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

④ 役員名簿

別記第3号様式（第5条関係）

役員名簿

法人名称: _____

※該当する年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所	生 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

※ 収集した個人情報については、和歌山県事業継続支援金に係る交付事務についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿について、警察当局へ照会することがあります。

⑤ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

法人名義

- 注1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。
- 注2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2 ページ目の両方をコピーしてください。
- 注3) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピーを提出してください。
- 注4) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

通帳の表面



通帳を開いた1・2 ページ目



電子通帳画像をコピー



⑥ 旅館業に常時使用する従業員が 6 人以上の事業者は当該従業員がわかる書類

- イ 常時使用する従業員が 5 人以下の事業者は提出する必要はありません。
- ロ 常時使用する従業員が 6 人以上の場合は次の書類を提出してください。
- 令和 2 年 4 月 1 日時点における常時使用する従業員数証明書
※様式自由 下記例を参考にしてください。

【従業員数証明書の例】	令和○年○月○日
	従業員数証明書
和歌山県知事 様	株式会社 ○○商事 代表取締役社長 和歌山 太郎
	代表者印 印
令和 2 年 4 月 1 日時点における当社の常時使用する従業員数は○○人であることを証明します。	

- ハ 常時使用する従業員が 6 人以上 100 人以下の場合は上記ロの証明書に加えて 6 名分の従業員がわかる次の書類を提出してください。
- ※全従業員分は不要です。
 - 日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」又は「被保険者縦覧照会回答票」の写
 - 厚生年金保険又は健康保険のいずれにも加入対象になっていない従業員（例：75 歳以上の従業員）がいる場合には、その方に関する雇用契約書又は給与明細書の写
- ニ 常時使用する従業員が 101 人以上 300 人以下の場合は、上記ロの証明書に加えて下記の書類を提出してください。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の常時使用する従業員の 101 人分の従業員がわかる従業員名簿（様式自由）
※従業員氏名、生年月日、採用年月日、従業員住所がわかる従業員名簿
- ホ 常時使用する従業員が 301 人以上の場合は、上記ロの証明書に加えて下記の書類を提出してください。
- 令和 2 年 4 月 1 日現在の常時使用する従業員の 301 人分の従業員がわかる従業員名簿（様式自由）
※従業員氏名、生年月日、採用年月日、従業員住所がわかる従業員名簿

⑦-1 確定申告書の写

□ 確定申告書別表一の写

※減収月の属する事業年度の直前（注1）の事業年度の確定申告書を提出してください。また、直前の事業年度の確定申告書が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書をもって代えることが可能です。

注1) 確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印（受付日時が印字）されていること

⑦-2 e-tax による申告の場合

e-Tax による申告の場合は、⑦-1 での電子申請書類と併せて「受信通知」を添付してください。

メール詳細	
提出先	仙台北税務署
利用者識別番号	2560041600910057
氏名又は名称	国税局株式会社
代表者等氏名	国税本部
受付番号	20191118163318501113
受付日時	2019/11/18 16:33:18
種目	法人税及び地方法人税申告書
事業年度 自	平成30年04月01日
事業年度 至	平成31年10月31日
税目	法人税
申告の種類	確定
所得金額又は欠損金額	1,000,000円
差引確定法人税額	1,000,000円
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	—
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	—
税目	地方法人税
申告の種類	確定
課税標準法人税額	1,000,000円
差引確定地方法人税額	5,000,000円
備考	HUBH2751:ダイレクト納付、ATMやインターネット(banking等)による電子納税、クレジットカード納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

⑧ 対象月の旅館業にかかる売上台帳等の写

□対象月の旅館業にかかる月間事業収入額がわかる売上台帳等の写を提出してください。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。

※法人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

⑨ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の、旅館業にかかる年間事業収入がわかる書類の写

□対象月の属する事業年度の直前の事業年度の、旅館業にかかる年間事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。

※法人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

※対象月の前年同月の旅館業にかかる月間事業収入が記載されているものを提出してください。

⑩ 旅館業法の許可証の写

□旅館業法の許可証の写を提出してください。

和歌山県指令〇保 第XXXXXXXX号

和歌山県〇〇市〇〇

▲▲ ▲▲

令和〇年〇月〇日付で申請のあった旅館業営業については、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和〇年〇月〇日

〇〇保健所長 印

記

- 1 営業所所在地 和歌山県〇〇市〇〇
- 2 営業所の名称 〇〇
- 3 営業の種別 〇〇〇〇
- 4 客室およびその定員 〇室 〇人
- 5 許可条件 旅館業法施行規則第5条第1項第4号に規定する施設である。

IV 交付の決定等

1 支援金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは支援金を交付します。支援金は5月下旬から順次、交付を予定しています。

2 通知

申請書類の確認の結果、本支援金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知を発送いたします。

一方、申請書類の確認の結果、本支援金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を発送いたします。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

3 支援金の返還

本支援金交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還することとなります。